

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 22 日

新潟市長 中原 八一

道路の 種類	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	西 7-28 号線	新潟市西区小新大通二丁目 3017 番地先から 新潟市西区小新大通二丁目 3017 番地先まで	前	4.0～5.0	89.8
			後	3.8～5.0	89.8